

公 示 送 達 書

公示日：令和8年8月20日

次の者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は次に示す場所に保管されておりますので、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

神奈川県茅ヶ崎市長

佐藤 光



記

国税徴収法第54条に基づく通知

氏名（名称）	文書番号
木下 俊	8茅納第739号

この掲示を始めた日から起算して7日を経過した時、上記の書類の送達があったものとみなされます。

送達する書類の保管場所 茅ヶ崎市役所 収納課

掲 示 期 間

令和8年8月20日から
令和8年9月3日まで